

# 第四期特定健康診査等実施計画

---

## マルハン健康保険組合

最終更新日：令和6年04月23日

# 特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

## 基本的な考え方（任意）

### 1. 第4期の目標について

最終年度である令和11年度には国の指標を達成することを目標として、取り組む。

### 2. 目標に向けた取り組み

#### ・特定健診

被扶養者について、受診勧奨の地道な継続と共に、被保険者への働きかけも試みる

#### ・特定保健指導

特定保健指導は生活習慣を見直すきっかけとなる有用なプログラムであることの周知・広報の強化に努める。

少しでも対象者のストレス低減につながる工夫、魅力的と感じてもらえるプログラムの提供を念頭において委託業者の選定、交渉に取り組む

実施率だけでなく、アウトカム評価についても注目し経過を追っていく

## 特定健診・特定保健指導の事業計画【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

### 1 事業名 特定健康診査

対応する健康課題番号 No.2, No.1



#### 事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	健診未受診者のパターン分析を基にパターン毎に異なるコンテンツによる健診勧奨通知を送付し、健診受診を促す。
体制	条件別の該当者抽出や通知物の作成・発送はサービス提供事業者へ委託し、業務負担の軽減を図る

#### 事業目標

健康状態未把握者を減少させることでリスク者の把握状況を強め、適切な改善介入に繋げるための基盤を構築する

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
内臓脂肪症候群該当者割合	10%	9.5%	9%	9%	8.5%	8%
正常群割合	25%	28%	30%	32%	33%	35%
アウトプット指標						
特定健診実施率	90%	90.5%	91%	91.5%	92%	92.5%

#### 実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
未受診者の抽出から該当者への通知および、通知後の検証まで漏れなく行う被扶養者のハガキでの受診勧奨を3回にする	未受診者の抽出から該当者への通知および、通知後の検証まで漏れなく行う被扶養者のハガキでの受診勧奨を3回にする被保険者へもアプローチ	未受診者の抽出から該当者への通知および、通知後の検証まで漏れなく行う被扶養者のハガキでの受診勧奨を3回にする被保険者へもアプローチ
R9年度	R10年度	R11年度
未受診者の抽出から該当者への通知および、通知後の検証まで漏れなく行う被扶養者のハガキでの受診勧奨を3回にする被保険者へもアプローチ	未受診者の抽出から該当者への通知および、通知後の検証まで漏れなく行う被扶養者のハガキでの受診勧奨を3回にする被保険者へもアプローチ	未受診者の抽出から該当者への通知および、通知後の検証まで漏れなく行う被扶養者のハガキでの受診勧奨を3回にする被保険者へもアプローチ

### 2 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.3



#### 事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	・ICT指導を活用し、実施機会を拡大する ・医療機関での健診当日の指導が拡大するよう機関側に働きかける
体制	事業主・医療機関・サービス提供者と連携して進めていく

#### 事業目標

保健指導実施率の向上および対象者割合の減少

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	25%	26%	27%	28%	29%	30%
アウトプット指標						
特定保健指導実施率	60%	61%	62%	63%	64%	65%

#### 実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す業者評価/選定	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す
R9年度	R10年度	R11年度
対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す業者評価/選定	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す	対象者に対し十分な実施機会を提供し、実施率の向上を目指す

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	4,280 / 4,755 = 90.0 %	4,530 / 5,000 = 90.6 %	4,830 / 5,300 = 91.1 %	5,030 / 5,500 = 91.5 %	5,250 / 5,700 = 92.1 %	5,450 / 5,900 = 92.4 %
		被保険者	3,830 / 3,860 = 99.2 %	3,980 / 4,000 = 99.5 %	4,185 / 4,200 = 99.6 %	4,330 / 4,350 = 99.5 %	4,480 / 4,500 = 99.6 %	4,625 / 4,650 = 99.5 %
		被扶養者 ※3	450 / 895 = 50.3 %	550 / 1,000 = 55.0 %	645 / 1,100 = 58.6 %	700 / 1,150 = 60.9 %	770 / 1,200 = 64.2 %	825 / 1,250 = 66.0 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	522 / 870 = 60.0 %	553 / 906 = 61.0 %	599 / 966 = 62.0 %	634 / 1,006 = 63.0 %	672 / 1,050 = 64.0 %	708 / 1,090 = 65.0 %
		動機付け支援	200 / 320 = 62.5 %	198 / 306 = 64.7 %	209 / 316 = 66.1 %	216 / 320 = 67.5 %	222 / 330 = 67.3 %	240 / 350 = 68.6 %
		積極的支援	322 / 550 = 58.5 %	355 / 600 = 59.2 %	390 / 650 = 60.0 %	428 / 686 = 62.4 %	450 / 720 = 62.5 %	468 / 740 = 63.2 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

**目標に対する考え方（任意）**

1. 特定健診  
現状約3割の被扶養者受診率の更なる増加が大きな課題と認識するも計画最終年度の令和11年度には国の目標である受診率90%の達成を目指す。  
2. 特定保健指導  
令和11年度には国の目標である実施率60%達成を目指す。

**特定健康診査等の実施方法（任意）**

1. 特定健康診査の実施方法  
(1) 受診方法  
被保険者は事業所定期健診あるいは人間ドックを実施  
被扶養者・任意継続被保険者は、一般健診あるいは人間ドックを実施  
(2) 実施時期  
事業所定期健診は事業所による実施時期、一般健診・人間ドックは2月末までの実施  
(3) 委託の有無  
人間ドック・一般健診はウェルネスコミュニケーションズ株式会社に健診予約代行業務を委託  
(4) 周知方法  
当健保組合ホームページ、健保ICTツール、事業所イントラネットにて周知  
また自宅に案内ハガキを郵送  
(5) 健診データの収集方法  
事業所健診については事業所が委託をしている産業保健研究財団よりXML、CSVデータを受領  
人間ドック、一般健診はウェルネスコミュニケーションズ株式会社よりXML、CSVデータを受領  
  
2. 特定保健指導の実施方法  
(1) 実施場所  
ICT面談が主（事業所、自宅等）。  
(2) 実施時期及び期間  
通年で実施  
(3) 委託の有無  
外部の保健指導機関に委託。  
RIZAP株式会社、株式会社エス・エム・エス、株式会社保健支援センター、SOMPOヘルスサポート株式会社に委託  
(4) 周知方法  
被保険者は事業所に案内を郵送、被扶養者は居所住所に郵送  
また、健保ICTツールでも案内を実施  
(5) データの収集方法  
外部委託機関からデータを受領し、基幹システムデータベースにて保管。  
(7) 対象者選定方法  
階層化後に海外居住者等を除外

**個人情報の保護**

特定健康診査及び特定保健指導で得られる健康情報等の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」を踏まえた対応を行うとともに、当健保で規定する「個人情報保護管理規程」等の個人情報に関する諸規程を遵守します。  
また、特定健康診査及び、特定保健指導を委託する事業者との間に「個人情報保護」条項を含む契約を取り交わし、個人情報の適正な取り扱いと保護を徹底します。

**特定健康診査等実施計画の公表・周知**

特定健康診査等実施計画は、当健保ホームページに掲載し、母体企業のイントラネット・社報誌等を通じて周知を図ります。

**その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）**

厚生労働大臣の定める「特定健康診査等基本指針」や関連法令等の変更があった場合は、見直しを行います。  
また、令和9年に3年間の中間評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、見直すこととします。